

(タクシー・レンタカー会社) 豪雨被災地域観光需要回復送客促進事業 Q&A

No.	質問	回答
1	夏目友人帳タクシープランは助成の対象となりますでしょうか。	あらかじめ行程および料金が決まっており、豪雨被災地域内の目的地が3カ所以上設定され、助成要件を満たしていれば、助成の対象となります。
2	人吉を周遊するタクシープラン（ロンドンタクシー）は助成対象となりますでしょうか。	質問No.1の回答のとおり、助成要件を満たしていれば、助成の対象となります。
3	タクシー会社ですが、旅行業登録を受けており、貸切バスを利用した募集パンフレットを作成したいのですが、可能でしょうか。	貸切バスを利用した募集パンフレットを作成する場合は、旅行会社として本事業に参加申込んでいただく必要があります。また、タクシー会社として直接タクシー費用への助成をご希望の場合は、本事業にタクシー会社として参加申込みいただく必要があります。今回の場合は、旅行会社及びタクシー会社両方の参加申込が必要となります。
4	実施要項9(1)ケについて、「本事業の対象であることを明示するとともに、①助成前後の価格、②助成金が助成対象商品の一部として、登録事業者へ直接支払われること、③取消料は「助成前」の代金を算出基準とすることを明示すること。」とありますが、募集パンフレット等にすべて記載を必要とありますでしょうか。	9/4(水)に実施要項を下記の通り改訂いたしました。 「助成対象商品の販売に当たっては、本事業の対象であること及び助成金が登録事業者へ直接支払われることを明示するとともに、割引前後の価格を表示する場合は、取消料は「割引前」の代金を算出基準とすることを明示すること。」 つきましては、募集パンフレット等に本事業の正式名称「豪雨被災地域観光需要回復送客促進事業」及び助成金が利用者ではなく登録事業者へ直接支払われることを必ず記載してください。また、割引前後の価格表示については、各事業者判断といたしますので、表示される場合は、必ず「取消料は「割引前」の代金を算出基準とすること」を記載してください。